



2021.10.1 No.209 10・11月号

# くらしの情報 とやま

MAKE  
TOYAMA  
STYLE

BEYOND CORONA, WITH US

トピックス P2 10月は富山県消費者月間です！

発行/富山県生活環境文化財団県民生活課 富山県消費生活センター <https://www.pref.toyama.jp/1731/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/1731/index.html>



## SNSで知り合った女性からネットワークビジネスに誘われ、担当者の言うままに消費者金融のATMで借り入れ、契約金を支払ったが、解約したい…。

相

談

SNSで知り合った女性から、3日前にネットワークビジネス(マルチ商法)に誘われました。契約金額が高額だったので、「お金がなくて支払えない」と契約を断ると、担当者から「消費者金融で借りればよい」と言われ、よくわからないまま消費者金融のATMに連れていかれ、生活費の名目で50万円を借り入れました。よく考え直してみると返済が大変だし、友人からもやめるべきだと言われたので、解約してほしいのですが…。(20代 男性)

回

答

「お金がない」等と言って契約を断っている消費者に対して、借金をさせて強引に契約を結ばせようとする手口に関する相談が、20歳代の若者等から寄せられています。

・相談者には、書面でクーリング・オフ<sup>(※)</sup>

通知を送付するよう助言し、消費者金融から借り入れをすることの問題点等を伝えました。

(※) マルチ商法の場合、契約書面を受け取った日から20日以内であれば無条件で契約解除ができます。

・「儲かるから借金は返せる」と言われても、不確実な話であり、借金を返せる保証はないので、借金をしてまで投資や副業等のためにお金を支払うことはやめましょう。

・友人や知人の勧誘で断りにくいと思っても、望まない契約なら「お金がない」という断り方はやめ、「いいません」「やめます」ときっぱり断りましょう。

・使用目的や年収等のウソをついて借金やクレジット契約をするよう言われても、絶対に耳を貸さないください。

・未成年者であれば、親など法定代理人の同意がない契約は取り消すことができます。令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳、19歳がトラブルに巻き込まれるおそれがありますので注意が必要です。



不審に思ったり、万一、トラブルにあったら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。(消費者ホットライン 局番なし「188(いやや)」)

### 注意喚起!

## 自然災害時にまさかの製品事故!?

～停電時のCO中毒にも注意!～

台風や豪雨災害の停電時における燃焼機器使用による一酸化炭素(CO)中毒、風水害や落雷により損傷した家電製品による火災事故が発生しています。また、停電が復旧した際に事故が発生する場合があります。

2011年度から10年間にNITE(ナイト)に通知された製品事故情報では、誤使用・不注意を原因とする携帯発電機の一酸化炭素中毒による事故が12件(うち死亡事故5件)あり、使用上注意すべき点を確認し、安全な使用に備えましょう。

#### ■災害「復旧時」の製品事故を避けるためのポイント

- ・災害により、水がかかったり水に浸かったりしたガス・石油機器や電気製品は、そのまま使用しない。
- ・落雷で、動作しなくなったり、動作に異常が生じたりした電気製品は、使用を中止し、電源プラグを抜くか、分電盤のブレーカーを切る。
- ・機器や製品の使用を再開する場合には、外観や動作の異常だけでなく、異音・異臭がないかを慎重に確認する。

#### ■災害時に活躍が期待される製品で気を付けるポイント

- ・携帯発電機は、一酸化炭素発生による中毒のおそれが高いため、屋内では絶対に使用しない。
- ・カセットこんろにカセットボンベを接続する際は、取扱説明書に従って正しく接続する。
- ・カセットこんろで大きな鍋や鉄板を使用したり、カセットこんろを2台以上並べて使用しない。
- ・リチウムイオンバッテリー内蔵のモバイルバッテリー、ポータブル電源に強い衝撃を与えない。

詳しくは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)のホームページをご覧ください。

<https://www.nite.go.jp/data/000128116.pdf>



携帯発電機による一酸化炭素(CO)中毒

# 10月は 富山県消費者月間です！

富山県では、10月を「富山県消費者月間」とし、次のとおり、消費生活に関する知識と理解を深めるための取組みを行います。

## 「令和3年度富山県消費者大会」

県、県消費者協会及び「くらしの安心ネットとやま」では、消費者のみなさんに消費生活に関する知識と理解を深めていただくため、「令和3年度富山県消費者大会」を開催します。

会場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を行いますので、ご協力をお願いします。また、会場の都合上、できるだけ事前にお申し込みの上、ご来場ください。

**日 時**：令和3年10月8日（金）13:15～15:00（受付開始12:30～）

**会 場**：富山県民共生センター サンフォルテ 2Fホールほか（富山市湊入船町6-7）

**内 容**：●富山県県民生活部門功労（生活分野）表彰式

●全国消費者協会連合会長賞 表彰伝達式

●講演（オンライン）「グリーン・リカバリーと持続可能な消費」

講師 佐無田 光 氏

（金沢大学人間社会研究域教授、金沢大学人間社会研究域附属先端観光科学センター長）



**その他**：入場無料（定員80名）

**同時開催**：○くらしの安心ネットとやま参加団体の活動紹介（12:30～15:30）

富山県身体障害者福祉協会、富山県生活協同組合連合会（富山県生活協同組合、生活協同組合CO・OPとやま）、富山県婦人会、富山県弁護士会、日本司法支援センター富山地方事務所、富山県司法書士会、とやま住まい情報ネットワーク、財務省北陸財務局富山財務事務所、富山県警察本部生活安全企画課、富山県消費生活センター

○富山県消費生活センター設立50周年記念パネル展示

（10月5日（火）～17日（日）、1F展示コーナー）



**【お問合せ先】富山県消費者協会**

〒930-0805富山市湊入船町6-7（富山県民共生センター内）TEL（076）432-5690

## 「高齢者・障がい者消費生活見守り研修会」の開催について

県では、日頃から高齢者・障がい者の方を見守っている福祉関係者の方々を対象に研修会を開催します。（※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、リアルタイム配信による講座を各会場にて受講していただきます。）

●日程：11月17日（水）、18日（木）、19日（金）の3日間

●講師：（公社）全国消費生活相談員協会 中部支部長 清水 かほる 氏

●内容：消費者トラブルの事例と対策、見守りのポイント 等

●詳細は、県ホームページをご覧ください。（事前申し込みが必要です。）

<https://www.pref.toyama.jp/1711/kurashi/seikatsu/shouhiseikatsu/kj00013645.html>

# 「クーリング・オフ」を知っていますか？

## 1 クーリング・オフとは

消費者がいったん申し込みや契約した後で、冷静に考え直す機会を与え、一定期間内であれば無条件で申し込みを撤回したり、契約を解除できる制度です。いったん契約した以上は、それに拘束されるのが原則ですが、特定商取引法などの法律でクーリング・オフが定められています。

■正しく記載された書面(申込書面または契約書面)を受け取ってから、以下の期間中は無条件で解約できます。

※書面に不備があるときは、所定の期間を過ぎていてもクーリング・オフできる場合があります。

**8日間** 訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）  
電話勧誘販売、  
特定継続的役務提供（エステ、美容医療、結婚相手紹介サービス、学習塾など）  
訪問購入

**20日間** 連鎖販売取引（マルチ商法）  
業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）

### クーリング・オフの方法

- ・契約書面を受け取った日を含め8日間又は20日間以内に販売会社に通知する。
- ・はがき等の書面に「契約を解除する」旨を明記
- ・はがき等を郵便局の窓口から簡易書留や特定記録郵便で送付する。  
(送付前にコピーをとり保管しておく)
- ・個別クレジット契約により購入した場合は、クレジット会社と販売会社に同時に送る。

### クーリング・オフの適用除外

- ・自発的に出向いた店舗での商品購入や通信販売（通信販売は返品特約を確認）
- ・自動車、自動車リース、葬儀など
- ・3,000円未満の現金取引
- ・政令で指定された消耗品の使用（健康食品など）

### クーリング・オフのはがき(裏)

契約解除通知書

● 契約(申込)年月日 ○○年○月○日

● 販売会社 ○○会社 担当者名

● 商品名 ○○○○○○

● 契約金額 ○○○○円

右記の契約を解除します。

支払済の○○円を返金し、商品を引き取ってください。

令和○○年○月○日

氏名 住所

**クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても解約できる場合があります。あきらめず、できるだけ早く相談しましょう。**

## 2 同種の商品を大量に買ってしまった場合など⇒過量販売解除

(訪問販売、電話勧誘販売)

## 3 勧誘の際、事実と異なることを言われた場合など⇒契約の取消し

(訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引、特定継続的役務提供)

## 4 長期にわたる契約をしている場合⇒中途解約

(連鎖販売取引、特定継続的役務提供)

# とやま環境フェア2021の開催について

エコライフを楽しみながら見聞・体感できる「とやま環境フェア2021」を10月からウェブ会場を中心に開催します。

ウェブ会場では、県内出身の著名人によるエコクイズ動画、県内プロスポーツチームからのエコメッセージ&クイズ動画など、家庭にしながら楽しめるコンテンツが盛りだくさん！

県内の企業・団体の皆様の出展ブースでは、環境保全の取組みを知ることができます。

小規模リアル会場では、工作や実験等の体験活動、体感型の展示を実施する予定です。日程や具体的な内容は、ウェブ会場やとやま環境財団のホームページでご案内します。

ウェブ会場：令和3年10月1日（金）公開開始 令和4年1月16日（日）まで  
URL:<https://www.eco-toyama.jp>



小規模リアル会場：令和3年10月～12月の土日 3日間程度開催  
高岡市御旅屋セリオ（5階マルチスペース）

※感染症対策に留意して実施します。（日程、詳細はウェブ会場でご確認ください。）

主催：とやま環境フェア開催委員会

（富山県、高岡市、環境とやま県民会議、（公財）とやま環境財団）

## 多重債務等専門相談【要事前予約】をご利用ください！

富山県消費生活センターでは、金融相談に応じていますが、毎月3回、弁護士又は司法書士による法律相談を実施しています。ご相談は無料です。まずは電話でお気軽にご相談ください。

相談日時		相談対応者	相談場所
第1木曜日	午後1時30分～3時	弁護士による面接相談	富山本所
第2木曜日		弁護士による面接相談	高岡支所
第3木曜日		司法書士による面接相談	富山本所

なお、祝日等により変更の場合があります。

お問合せ 富山県消費生活センター ☎076-433-3252  
富山県消費生活センター高岡支所 ☎0766-25-2777

## 消費生活に関するご相談は、市町村相談窓口、県消費生活センターへ

- 富山市消費生活センター（CiCビル内） ☎076-443-2047
- 高岡市消費生活センター ☎0766-20-1522
- 魚津市 市民課 ☎0765-23-1003
- 氷見市 市民課 ☎0766-74-8010
- 滑川市 生活環境課 ☎076-475-2111（内334）
- 黒部市消費生活センター ☎0765-54-3198
- 砺波市消費生活センター ☎0763-33-1153
- 小矢部市 生活環境課 ☎0766-67-1760（内752）
- 南砺市消費生活センター ☎0763-23-2035
- 射水市消費生活センター ☎0766-52-7974
- 舟橋村 総務課 ☎076-464-1121（内49）
- 上市町 町民課 ☎076-472-1111（内103）
- 立山町 住民課 ☎076-462-9915
- 入善町 住民環境課 ☎0765-72-1824
- 朝日町 住民・子ども課 ☎0765-83-1100（内137）
- 朝日町 社会福祉協議会 ☎0765-83-0576

- ◆富山県消費生活センター  
富山市湊入船町6番7号（富山県民共生センター内）  
消費生活相談 ☎076-432-9233  
消費者金融・多重債務相談 ☎076-433-3252  
FAX076-431-2631  
ホームページ [富山県消費生活センター](#)
- 【開所時間】  
新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、当分の間、できるだけ電話相談のご利用をお願いします。  
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）  
毎週火曜日は午前8時30分～午後7時（休日、年末年始を除く）
- ◆富山県消費生活センター高岡支所  
高岡市御旅屋町101（御旅屋セリオ5階）  
消費生活相談、消費者金融・多重債務相談  
☎0766-25-2777 FAX0766-25-2890  
【開所時間】  
午前8時30分～午後5時（土・日曜、祝日、年末年始を除く）
- ◆富山県消費者協会（富山県民共生センター内）  
※土曜日・日曜日に消費生活に関する相談を受けています。  
☎076-432-5690 午前9時～午後3時

『しまった！』『困った！』『どうしよう！』そんな時は、まず相談

### 消費者ホットライン188（いやや！）

※最寄りの市町村の消費生活センターや消費生活相談窓口をご案内します。  
（・相談できる時間帯は、お住まいの地域の相談窓口により異なります。）  
（・電話の際は、お住まいの郵便番号をお手元においておくと便利です。）



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤヤン